

第三十四回
国会

参議院農林水産委員会會議録第十七号

昭和三十五年三月二十二日(火曜日)午前十時四十七分開会

委員の異動

本日委員亀田得治君辞任につき、その補欠として山口重彦君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 堀本 宜実君
理事 櫻井 志郎君
仲原 善一君
東 隆君

委員

青田源太郎君
石谷 憲男君
植垣弥一郎君
岡村文四郎君
重政 庸徳君
高橋 衛君
田中 啓一君
田中 茂穂君
北村 暢君

事務局側

常任委員 安楽城敏男君
会専門員

本日の会議に付した案件
○連合審査会に関する件

○委員長(堀本宜実君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。
本日亀田得治君が辞任され、その補欠として山口重彦君が選任されました。

○委員長(堀本宜実君) 連合審査会に関する件についてお諮りをいたします。

治山治水緊急措置法案について、建設委員会と連合審査会を開会することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堀本宜実君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午前十四時四十八分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

三月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、大豆の輸入等に関する臨時措置に関する法律案反対に関する請願(第七九四号)

一、水俣病対策に関する請願(第八二七号)

一、国立水産利用研究所設置に関する請願(第八二八号)

一、岡山県児島湖締め切り堤上を無料通行道路とするの請願(第八三二号)

一、老朽かんがい用ため池補強促進に関する請願(第八六八号)

一、国有林用苗木買上げに関する請願(第八七〇号)(第八七一〇号)(第八七二二号)(第八七三三三号)(第八七四四号)

一、林業種苗法の一部改正に関する請願(第八七五号)(第八七六号)(第八七七号)(第八七八号)

一、北海道大野地区総合かんがい排水事業計画変更に関する請願(第八九五号)(第八九六号)(第八九七号)

第七九四号 昭和三十五年三月四日受理

大豆の輸入等に関する臨時措置に関する法律案反対に関する請願

請願者 埼玉県川越市大字松郷 二六四 田中克美

紹介議員 井野 碩哉君

低廉な米国大豆の輸入により生ずるおそれのある国産大豆の値下がり補償することを主要な目的とする「大豆の輸入等に関する臨時措置に関する法律案」を農林省では用意している模様であるが、この法案の実態は「輸入大豆専売法案」であり、ごく一部の農家を保護するために、輸入大豆の専売という大がかりな方法をとることは、まことに均衡を失する考え方である。又、国産大豆の調整をする場合に、その方法、買入数量、売渡数量、買入価格、売渡価格等が、政府の承認を得なければならぬことは、明らかに政府統制の復活であり、大豆の流通を著しく阻害することになる上に、年間三十二億円の調整金を見込む等の措置は納得できないものであつて、本法案は、国産大豆生産者、大豆関連産業、大豆製品の消費者の三者間において大きな犠牲負担の人為的不均衡を招来するものと考えられるから、本法案の提出を阻止又は廃案とするよう適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第八二七号 昭和三十五年三月五日受理

水俣病対策に関する請願

請願者 熊本県水俣市長 中村 止外一名

紹介議員 森中 守義君

昭和二十八年発生以来、既に八箇年続発したいわゆる水俣病については、関係方面の協力により原因の解明もようやく終局に近づき、水俣湾内に底積した化学物質により有毒化された魚介類であることが漸次明らかとなつてきたため、当市漁民の操業は全く絶たれ、将来の生活の道は混とんとして見通しつかず窮乏のどん底にあえいでいる現況であるから、この問題の解決方法として、前記水俣湾に底積した水俣病の原因と思われる残し、い土を全面的に掘り上げ、その腐土を干拓に利用し、湾内の再漁獲の活用と同時に農耕地を形成するならば、全面的な漁民の転業が計られるものと思ふから、現に行なわれている諸調査をすみやかに終了し、この事業を早急に着手せられたいとの請願。

第八二八号 昭和三十五年三月五日受理

国立水産利用研究所設置に関する請願

請願者 東京都千代田区神田佐久間町三ノ三七水産物団体懇話会内 柴信一 外二名

紹介議員 大川 光三君

わが国の水産業は、漁業、製造加工、流通面が三者一体の形において、

その振興を期さなければならぬ段階である。しかるに、水産庁海区水産研究所では、製造利用の基礎研究は行なわれているが、応用面の研究にいたつては、その設備が皆無のため全然実施されていない状態であり、応用研究を最も必要とする製造利用面の進歩はいちじるしく阻害されている。今日のわが国水産業は、国際関係から漁場が制約されつつあり、漁獲物の完全利用を図ることこそ刻下の急務であるから、応用研究を主とする国立水産利用研究所を設置せられたいとの請願。

第八三二号 昭和三十五年三月五日受理

岡山県児島湖締め切り堤上を無料通行道路とするの請願(二通)

請願者 岡山市長 寺田熊雄外四名

紹介議員 近藤 鶴代君

岡山県児島湖締め切り工事は、総工費二十億円と九箇年の年月を費やして昨年二月完成したもので、沿岸地区住民の払った犠牲もまたじん大なるものである。しかるに本堤防の管理は土地改良区に移管し、土地改良区は、さらに児島湖交通産業株式会社を設立して通行料を徴収し、堤防の維持管理費をまかなう計画が進められていた模様であるが、本堤防は岡山市の中心部と南部地区を結ぶたまたまの陸路であり、また、玉野、岡山さらに西大寺を連ねる産業道路の一環であるばかりでなく、四国・中国・阪神を結ぶ経済線の一環として交通上の要衝にあたり、この有

料化は岡山市だけでなく県南全域の産業・文化・経済の発展をいかに阻害するものであるから、これを単なる堤防として土地改良区にすべての管理を移すことなく、国または県が管理し、すみやかに堤防上を道路として無料通行ができるよう取り計らわれないとの請願。

第八六八号 昭和三十五年三月八日
受理
老朽かんがい用ため池補強促進に関する請願
請願者 東京都渋谷区上通二ノ二七全国土地改良事業団体連合会内 竹山祐太郎
紹介議員 重政 庸徳君

わが国のかんがい用ため池二十七万七千余のうち、とくにその老朽化のほげしい八千二百余のため池に対する緊急の補強事業は、昭和二十八年度から実施されているが毎年度一億ないし三億という小額の予算にすぎず、最近しきりに発生する災害を未然に防止するためにも、又農業経営の安定を図るためにも、これらの老朽ため池に対する補強事業を大幅に推進することを要するから、昭和三十五年度以降五箇年計画を樹立し、その実現に万全の措置を講ぜられたいとの請願。

第八七〇号 昭和三十五年三月九日
受理
国有林用苗木買上げに関する請願
請願者 栃木県宇都宮市一の沢町三一七栃木県山林種苗協同組合理事長 篠

原徳一外二十七名
紹介議員 植竹 春彦君
最近国有林をはじめ、一般民有林において、自家用苗木育成の計画が進められているため、民苗買上げの数が次第に減少し、管下会員の窮乏は日増しに高まっているから、民苗生産業者の窮乏を考慮して国営苗木は最少限度に止めて、められ専門業者を活用せられたい。なお、この民苗買上げ措置はすべて系統組織を通じて行なわれたいとの請願。

第八七一号 昭和三十五年三月九日
受理
国有林用苗木買上げに関する請願
請願者 山梨県甲府市橋町一八山梨県山林種苗協同組合理事長 長坂正公外十三名
紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第八七二号 昭和三十五年三月九日
受理
国有林用苗木買上げに関する請願
請願者 富山県新津田町富山県山林種苗協同組合内 藤田一三外五名
紹介議員 館 哲二君

この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第八七三号 昭和三十五年三月九日
受理
国有林用苗木買上げに関する請願
請願者 富山県新津田町富山県山林種苗協同組合内 富山県

山林種苗協同組合内 後田信隆外五名
紹介議員 櫻井 志郎君
この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第八七四号 昭和三十五年三月九日
受理
国有林用苗木買上げに関する請願
請願者 大分市荷揚町四七六分県農業協同組合内 森若雪男外十五名
紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第八七五号 昭和三十五年三月九日
受理
林業種苗法の一部改正に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市一の沢町三一七栃木県山林種苗協同組合理事長 篠原徳一外二十七名
紹介議員 植竹 春彦君

現行の林業種苗法は昭和十四年に公布され、今日に至っているがその間林業界も幾多の革新が行なわれ、とくに戦前全く等閑に付されていた林木育種事業もようやく軌道に乗りつつあるが、その基本法であるべき林業種苗法が依然改正されないことは遺憾であるから、(一)林業用種子はすべて国営をもつて採取し、これを民苗生産者に配付するよう規定すること、(二)林業用種苗業者はすべて国家登録を受けなければならないこと、(三)林業用種苗業者の団体はすべて林業種苗法によるものとするよう規定すること、(四)需給調整の円滑な

る運営をはかること、等の改正措置を講ぜられたいとの請願。

第八七六号 昭和三十五年三月九日
受理
林業種苗法の一部改正に関する請願
請願者 山梨県甲府市橋町一八山梨県山林種苗協同組合理事長 長坂正公外十三名
紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第八七五号と同じである。

第八七七号 昭和三十五年三月九日
受理
林業種苗法の一部改正に関する請願
請願者 富山県新津田町富山県山林種苗協同組合内 藤田一三外五名
紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第八七五号と同じである。

第八七八号 昭和三十五年三月九日
受理
林業種苗法の一部改正に関する請願
請願者 大分市荷揚町四七六分県農業協同組合内 森若雪男外十五名
紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第八七五号と同じである。

第八九五号 昭和三十五年三月十日
受理
北海道大野地区総合かんがい排水事業計画変更に関する請願(十六通)

請願者 北海道亀田郡七飯町字藤城 川村清治外十五名
紹介議員 須藤 五郎君
今次行なわれようとしている大沼導水による北海道大野平野総合かんがい排水事業計画は、農民の利益にそむき、北海道電力会社の利益に一方的に奉仕した計画である。六十年前からの農民の願いである山ぞい路線は実現されないばかりか事業費の農民負担は農民の経済を根本的に破壊することにより、最悪の場合には離農者をも出すことが決定的であるから、現在の大野平野総合かんがい排水事業計画をただちにとりやめ、受益者農民のために計画に変更せられたい。路線の変更ができない場合は事業を中止せられたいとの請願。

第八九六号 昭和三十五年三月十日
受理
北海道大野地区総合かんがい排水事業計画変更に関する請願(十九通)
請願者 北海道亀田郡大野町字清水川一八九 高橋五三郎外十八名
紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第八九五号と同じである。

第八九七号 昭和三十五年三月十日
受理
北海道大野地区総合かんがい排水事業計画変更に関する請願(二十通)
請願者 北海道亀田郡七飯町字藤城 丹内三郎外十九名
紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第八九五号と同じである。

三月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

一、開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「償還期間二十年」を「同条第一項第一号又は第二号の資金については償還期間二十一年」に改め、「年利三分六厘五毛の均等年賦償還の方法」の下に「により、同項第三号の資金については償還期間十六年（すなわち償還期間を含む）以内、年利三分六厘五毛の均等年賦償還の方法」を加え、「償還期間二十五年」を「同項第一号又は第二号の資金については償還期間二十六年」に改め、「年利五分の均等年賦償還の方法」の下に「により、同項第三号の資金については償還期間二十五年（すなわち償還期間を含む）以内、年利五分の均等年賦償還の方法」を加え、同条第二項中「八年」を「九年」に改め、同条第三項中「二十年」を「二十一年」に改め、同条第五項を次のように改める。

第一項から第三項までに規定するすなわち償還期間は、前条第一項第一号の資金を、第一項に規定する償還条件で貸し付ける場合は六年以内

内、第二項に規定する償還条件で貸し付ける場合は四年以内、同条第一項第二号の資金を貸し付ける場合は六年以内、同条第一項第三号の資金を、第一項本文に規定する償還条件で貸し付ける場合は一年以内、同項ただし書に規定する償還条件で貸し付ける場合は五年以内、同条第二項第一号の資金を貸し付ける場合は六年以内、同項第二号の資金を貸し付ける場合は五年以内とし、第一項又は第三項のすなわち償還期間中は、無利子とする。

附則第三項中「第二条第二項の規定の適用についても、前項と同様とする。」を「第二条第二項及び第五項の規定の適用については、北海道の区域の一部をその地区とする開拓者農協組合又はその組合員たる当該開拓者に貸し付ける場合にあつては同条第二項中「九年」とあるのは「二十一年」と、同条第五項中「四年」とあるのは「六年」とし、都府県の区域の一部をその地区とする開拓者農協組合又はその組合員たる当該開拓者に貸し付ける場合にあつては同条第二項中「九年」とあるのは「十三年」とする。」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案

開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案

（営農の基礎が不安定な開拓者に對する貸付金の償還条件の緩和）

第一条 政府は、開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号。以下「法」という。）により昭和三十三年三月三十一日までに締結した貸付契約でその契約に係る貸付金の残高が存するもの（以下「既貸付契約」という。）のうち、営農の基礎が不安定な開拓者で政令で定めるものを（以下「特定開拓者」という。）を相手方とし、その特定開拓者に法第一条第一項第一号若しくは第二号の資金を貸し付ける旨を定めるものに係る貸付金債権（これに係る利子及び延滞金についての償還を含む。以下同じ。）又は特定開拓者が第四条の三者間の契約に基づき引き受ける債務（同項第一号又は第二号の資金にあてられるために貸し付けられた貸付金に係るものに限る。）に對応する政府の貸付金債権（以下「緩和対象貸付金債権」と総称する。）につき、その特定開拓者からの申出があつて、次に掲げる条件を具備するときは、その者を相手方として、次により、償還に関する条件を変更する契約を締結することができる。

一 特定開拓者のうち、営農の基礎が著しく不安定でその農業生産の基礎的条件を整備するためになお相当の期間を必要とし、その期間内には緩和対象貸付金債権に對する債務を償還することが著しく困難と認められるものであつて、農林省令で定めるものに對する緩和対象貸付金債権にあつては、その変更契約を締結する日の属する会計年度の初日の午前零時（以下第三条まで、第六条及び第七条において「起算時」という。）における当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の残高に、その貸付金に係る未納の利子又は延滞金があるときはこれらを加え、その加えて得た額（起算時からその変更契約を締結する時までになお納付済みとなつた金額を除く。）を、起算時において、政府から当該特定開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による元利均等年賦支払の方法（据置期間に係る利子については、その各年に係る利子につき当該各年支払の方法）により償還すること。

イ 償還期間（据置期間が置かれる場合には、据置期間を含む。以下同じ。）を十九年九月（当該変更契約を締結する日が昭和三十六会計年度に属するときは、十八年九月）とする。

ロ 据置期間を四年九月（当該変更契約を締結する日が昭和三十六会計年度に属するときは、三年九月）とする。

ハ 利率を当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率とする。

ニ 変更後の据置期間については、利子を徴すること。（当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存し、かつ、その据置期間につき利子を徴し

ない旨が定められている場合には、起算時以後、その据置期間の残存期間に相当する期間から三月を控除した期間を経過する日までについては利子を徴せず、その翌日から当該変更後の残りの据置期間につき利子を徴すること。）

ホ 年賦金又は据置期間に係る利子の納付期限を当該各年の十二月三十一日とする。

ヘ 年賦金の納付を延滞した場合においては、農林大臣の定めるところにより延滞金を政府に納付すること。

二 一の特定開拓者（前号に規定する特定開拓者に限る。）に對する二以上の緩和対象貸付金債権のうちその貸付金の利率を同じくするものがある場合において、これらの利率を同じくする緩和対象貸付金債権のいずれかに係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存し、かつ、その据置期間につき利子を徴しない旨が定められているときは、当該開拓者に對するこれらの利率を同じくする各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の償還に関する条件については、変更後の据置期間に係る利子は、同号ニの条件によらず、起算時以後、これらの緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存据置期間に相当する期間から三月を控除した期間を経過する日までにつきこれを徴せず、その翌日から残りの据置期間につきこれを徴すること。

三 第一号に規定する特別開拓者以外の特定開拓者に対する緩和対象貸付金債権にあつては、起算時における当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の残高に、その貸付金に係る未納の利子又は延滞金があるときはこれらの額を加え、その加えて得た額（起算時からその変更契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を除く。）を、起算時において、政府から当該特定開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による元利均等年賦支払の方法（据置期間に係る利子については、その各年に係る利子につき当該各年支払の方法により償還すること。この場合において、当該変更後に据置期間を置かないこととなる緩和対象貸付金債権についての年賦金の額は、起算時の属する年にあつては、その貸し付けたものとされた額を支払期間を当該変更後の償還期間に相当する期間に三月を加えた期間とし、利率を当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率として元利均等年賦支払の方法により償還するものとした場合に算出される年賦金の額から、その年賦金のうちの利子に相当する部分の十二分の三に相当する額を控除した額とし、その他の年にあつては、その算出される年賦金の額と同額とすること。）に、当該緩和対象貸付金債権

に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存する場合においては、その据置期間の残存期間に相当する期間を加えた期間（当該変更契約を締結する日が昭和三十六会計年度に属し、かつ、当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が同年度の前前年度の末日までにおいて満了している場合には、十三年九月）とすること。

ロ 据置期間を置かないこと。（当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存するときは、その据置期間の残存期間から三月を控除した期間に相当する期間の据置期間を置くこと。）

ハ 利率を当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率とすること。

ニ 据置期間が置かれる場合には、その期間につき利子を徴すること。（当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の変更前の据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、利子を徴しないこと。）

ホ 年賦金又は据置期間に係る利子の納付期限を当該各年の十二月三十一日とすること。

ヘ 年賦金の納付を延滞した場合には、農林大臣の定めるところにより延滞金を政府に納付すること。

四 一の特定開拓者（前号に規定する特定開拓者に限る。）に対する二以上の緩和対象貸付金債権のうちその貸付金の利率を同じくするものがある場合において、これらの利率を同じくする緩和対象貸付金債権のいずれかに係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存するときは、当該開拓者に対するこれらの利率を同じくする各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の償還期間に、同号イの条件によらず、十四年九月にこれらの緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存据置期間に相当する期間を加えた期間とし、据置期間は、同号ロの条件によらず、これらの緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存据置期間に相当する期間から三月を控除した期間とすること。

2 前項第二号及び第四号の平均残存据置期間とは、一の開拓者に対する二以上の既貸付契約に係る貸付金債権（第四条の三者間の契約に基づきその開拓者が引き受ける債務に対応する政府の貸付金債権を含む。）のうちにその貸付金の利率を同じくするものがある場合に、これらの利率を同じくする貸付金債権（起算時において据置期間の残存期間が存しないものを除く。）のそれぞれに係る起算時における貸付金の残高にそれぞれその貸付金債権に係る貸付金の据置期間の起算時における残存期間に相当する年数を乗じて得た額の合計

額を当該利率を同じくする貸付金債権（起算時において償還期間の残存期間が存しないものを除く。）のそれぞれに係る起算時における貸付金の残高（その一部に係る納付期限が起算時までに到来しているときは、その到来している部分の額を除く。）の合計額で除して得た年数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生ずるときはこれを切り上げるものとする。）をいうものとする。

（二）一般の開拓者に対する貸付金の償還条件の変更

第二条 政府は、開拓者（特定開拓者を除く。以下次条までに同じ。）に対する既貸付契約に係る貸付金債権（第四条の三者間の契約に基づき開拓者が引き受ける債務に対応する政府の貸付金債権を含む。以下「変更対象貸付金債権」という。）につき、その開拓者からの申出があるときは、その者を相手方として、次により、償還に関する条件を変更する契約を締結することができる。

一 変更対象貸付金債権でその貸付金の償還期間の起算時における残存期間が三年以上であるものにあつては、これに係る起算時における貸付金の残高に、その貸付金に係る未納の利子又は延滞金があるときはこれらの額を加え、その加えて得た額（起算時からその変更契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を除く。）を、起算時において、政府から当該開拓者に貸し

付けたものとして、これを次に掲げる条件による元利均等年賦支払の方法（据置期間に係る利子については、その各年に係る利子につき当該各年支払の方法）により償還すること。この場合において、当該変更後に据置期間を置かないこととなる変更対象貸付金債権についての年賦金の額は、起算時の属する年にあつては、その貸し付けたものとされた額を支払期間を当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の償還期間の起算時における残存期間に相当する期間とし、利率を当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率として元利均等年賦支払の方法により償還するものとした場合に算出される年賦金の額から、その年賦金のうちの利子に相当する部分の十二分の三に相当する額を控除した額とし、その他の年にあつては、その算出される年賦金の額と同額とすること。

イ 償還期間を当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の償還期間の起算時における残存期間に相当する期間から三月を控除した期間とすること。

ロ 当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存する場合においては、据置期間をその据置期間の残存期間に相当する期間から三月を控除した期間とし、その他の場合には、据置期間を置かないこと。

その契約を締結する日の属する会計年度の初日の午前零時(以下この条において「起算時」という。)において、当該貸付金債権(その類は、

起算時現在によるものとし、起算時からその契約を締結する時まで

に納付済みとなつて金額を控除して計算するものとする。以下この条において同じ。）を分割して、その申出に係る各転借人ごとの転借金債務の額（起算時現在によるものとし、起算時からその契約を締結する時までを支払済みとなつた金額を控除して計算するものとする。）に相当する額及びこれらの額の合計額を当該貸付金債権に対応する債務の額から控除した額に相当する額のそれぞれをその額とする数個の債権とし、その分割された各債権（申出に係る各転借人の転借金債務の額をその額とする債権に限る。）に対応する各債務を、それぞれ、その額に応じて当該転借人に引き受けさせ、その法人につき当該引受けに係る債務を消滅させる旨の定めをすることができ

る。ただし、次の各号の条件のすべてが満たされる場合に限るものとする。

一 当該債務の引受け後においては、当該法人が当該引受け後の債務を保証する旨を当該三者間の契約において定めること。

二 前号に掲げるもののほか、当該引受け後の債務につき相当と認められる保証人の保証を徴すること。

三 当該債務の引受けをする転借人が当該法人に対して負担していた当該転借金債務の全部又は一部を当該引受けに係る債務の額に引当し当該引受けの時に

て消滅させる旨を当該三者間の契約において定めること。

第五条 第二条の規定は、法人を相手方とする既貸付契約に係る貸付金債権で対法人貸付契約に係る貸付金債権以外のものについて準用する。

（変更契約を締結する年の年賦金等の納付の特例）

第六条 第一条第一項、第二条（前条において準用する場合を含む。）又は第三条第一項の規定により変更契約を締結する場合において、その締結する日が毎年十二月十二日から翌年三月三十一日までの間に属するときは、当該契約により変更された償還に関する条件により納付すべき起算時の属する年の年賦金又は据置期間に係る利子は、当該変更契約を締結した日から二十日を経過する日までに納付すれば足りるものとする。

（変更契約を締結する年に係る延滞金の免除）

第七条 政府は、第一条第一項、第二条（第五条において準用する場合を含む。）又は第三条第一項の規定により変更契約を締結した場合には、当該変更契約に係る貸付金債権について、起算時から当該変更契約を締結する日までの延滞金を徴収しないものとする。

（変更契約を締結することができる期間）

第八条 第一条第一項、第二項（第五条において準用する場合を含む。）又は第三条第一項の規定による変更契約は、昭和三十七年三月

三十一日まででなければ、締結することができない。

（農林省令への委任）

第九条 この法律の施行に關し必要な事項は、農林省令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。